

## 前橋市債権譲渡承諾事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合の債権譲渡の承諾等に係る事務取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡先)

第2条 債権譲渡先は、（株）建設経営サービス又は群馬県建設事業協同組合とする。

(債権譲渡の承認)

第3条 契約監理課長は、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「規則」という。）第24条第1項ただし書の規定により、工事請負代金債権の譲渡について承諾を与えようとするときは、元請負人から債権譲渡承認願（規則第37条関係様式第16号）を提出させなければならない。

2 契約監理課長は、前項の規定により債権譲渡承認願の提出があったときは、これを審査し、次の各号に該当すると認めたときは、これを承認し、債権譲渡承諾書（別記様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。
- (2) 国その他公共団体等から債務の取立てについて、債権差押え等の通知を受けていないこと。
- (3) 届出の理由が、債権譲渡をしないと工事の施工に支障があると認められること。

(債権譲渡通知書)

第4条 契約監理課長は、前条の規定による承認をした場合において、元請負人が債権の譲渡を完了したときは、遅滞なく確定日付のある債権譲渡通知書（規則第37条関係様式第17号）を提出させなければならない。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

受注者

譲渡人 様  
譲受人 様

前橋市長



### 債権譲渡承諾書

下記につき、未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって譲受人

（以下「乙」という。）に対抗できる旨並びに下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって請負契約書第45条に規定する譲渡人（以下「甲」という。）の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

（工事請負契約締結時に前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は請負契約書第35条に規定する前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は請負契約書第35条に規定する前金払及び請負契約書第38条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

#### 記

##### 1 譲渡債権

- |             |   |         |       |
|-------------|---|---------|-------|
| (1) 譲渡債権の金額 | 金 |         | 円     |
| (2) 件名      |   |         |       |
| (3) 履行場所    |   |         |       |
| (4) 履行期間    |   | 年 月 日から | 年 月 日 |
| (5) 契約年月日   |   | 年 月 日   |       |
| (6) 請負代金額   | 金 |         | 円     |
| (7) 受領済金額   | 金 |         | 円     |
| (8) 差引残額    | 金 |         | 円     |

## 2 異議を留める事項

(1) 譲渡される甲の建設工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から上記(7)の金額及び本件建設工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件建設工事請負契約が解除された場合においては、本件請負契約書第54条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から上記(7)の金額及び本件建設工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、上記(6)及び(8)の金額は変更後の金額とする。

(2) 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合には、速やかに連署にて発注者に前橋市契約規則第37条関係様式第17号の債権譲渡通知書(確定日付のあるもの)を提出すること。

(3) 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

(4) 甲及び乙は、資金使途について、適切な管理が行われるよう努めるものとする。